

流芳録

七

家傳

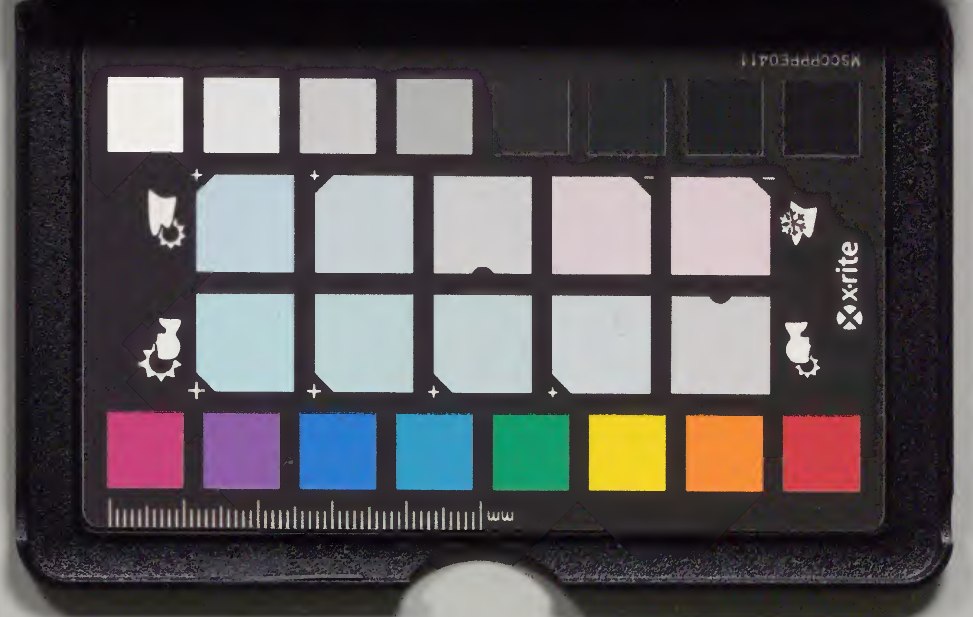
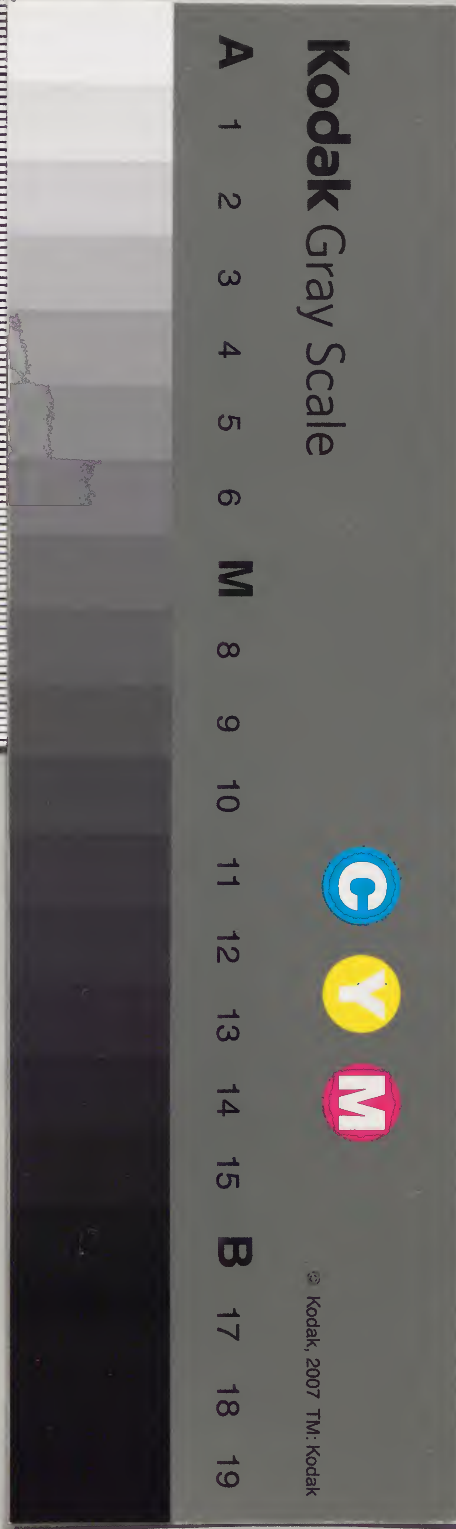
| | | | |
|---|---|----|-----|
| | | 二四 | 和書門 |
| | 一 | 三 | |
| 五 | 四 | 九 | 類 |
| 冊 | 架 | 函 | |

| | | | |
|------|----|----|----|
| 内閣文庫 | | | 和書 |
| 五九 | 三四 | | |
| 函 | 一 | 二五 | 類 |
| 三 | 五 | 冊 | |

| | |
|------|----------|
| 内閣文庫 | |
| 番號 | 和 34125 |
| 冊數 | 15 (8) |
| 函號 | 159 4 |

第五

共十五



糊などで貼り付けられている部分がめくれない箇所あり

流芳録卷之七

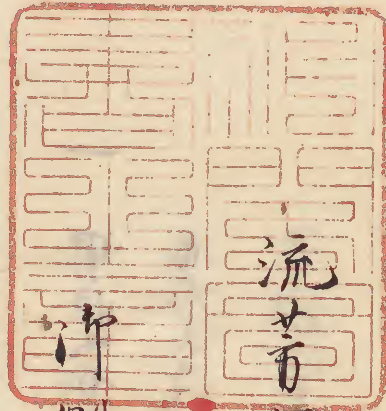
沖側沖用入

松平義濃守吉保

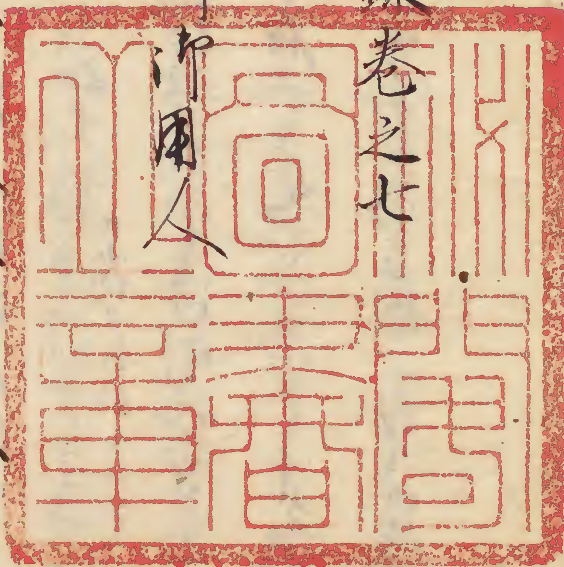
松平右京大夫輝貞

間部越前守詮房

松平伊豆守信明



流芳録卷之七



松平義濃守吉保



初柳沢添太郎保明と稱是貞享二年四月小納戸より
 中納戸となり十二月叙爵して出羽守と稱是二年三月
 十日子衣加敷合貳千
二十石元禄元年十月老五石或作
八石加敷
合壹万貳
千三十石十二月十二日當殿小補より二年三月廿六日二万石
加敷合三万
千三十石十二月廿六日從四位下小叙是五年十一月十四日
三万石合六万
二千三十石七年三月七日老五万石を初合七万二
千三十石武州河越

城を賜ふ十二年九月侍従小侍 十年七月廿六日貳万石加恩

万二千石 十一年七月廿一日從四位上左近少将小叙仁十四年十一

月廿六日松平の沙称号及 伊津此一字を賜り今

名少政仁十二年三月九日貳万石加恩 合十一万 富永元

年十二月廿一日甲府へ侍替為て拾万石貳百八十石奉給

十五万石 三十三万石 を領し四年九月藤力と免許をり六年六月

十八日 勅作 徳辰保山へ号して三浦に年十二月二日没し年

あし七 貞享子以希の事流の
甲州細戸の故少将あり

一 甲斐少将お好吉として沙劍元あり此口唇と謂へて口唇を盛るる改

見人まは小石をり交して御り一六の帝の孫あり此唇を日香けり

と沙味之申ふお好吉例のめく口唇改めおのりり其事と不圖

て何ともさ仰めく着と取ふまより十あり進やもさし

交りありの迎其小石を懸へ投捨ありんた何のあり事海

より味し候めまは人物難多を交る事あり小長若の

仕業として皆人感り一々聰明此人ありんた 意の少将見

一 元禄年中滿州内通政長能の派人甲六人北条宗喜良と野母若英

を討ねし時若中一同の陣歿した右の事お好吉の右をり連

町人又い日府人定れ海しとやつ一 結文沙更しとてあし忠入

し宗吉武士小石をり交り言ふと一今く東邊の故方少将と取

柄めく給へしとて討首よ 作付らうとさし沙結し極し小

石流き若保沙流沙劍用人礼しり甚款ま思われ退お好

吉未信志村之左衛門 萩東也左衛門 五人を討れ古説評の

御の侯有し我朝の格別其おほく大儀に成致りし一の例も見
申す所は尋常の山より越えたる所の儀も御儀の格別より候
事御の事一抱り大儀の事小儀に付し候へば存せしむて大要
の事一は望細儀事一候へりし一もきん等事一人の教ふ申付
大孝の道一 上りて口説替れ申して候へば口儀の儀候も
一候へて目録の儀の口成致と置候の口候一はさりし
ての口候あり候ふは孝と心懸りて致し候の置候も亦候
例一はりふ事ふたれ心懸れ若の口候一は申して御へり
候し是朝の度いんを我朝申付の口候を以て口候一
地候一 御付のりり候事の名も亦之を御付申すのふも
お成り候と申すは若保付の御満候も一置候の例一も申

おめしと 候ありたの儀 上りて申す一は

常憲院殿ふと甚 法威候格りし候御儀又若うたの業切

候ふし内託助の格を又神十九人の事一遠居よ 御付の儀

一 宝永六年三月十日ふ 大儀の御事申す(廿二日申す) 法華送

れ候あり或のりし一 法華送の儀も一候し事甚候なり

事申す一は是れ比ふる事 備副の 文昭院殿の 事 法華送 候し事

中將吉保右京大夫輝貞伊賀守忠宗豊前守重木の御后と礼の

て近習此人と 石と一我は一候生類の事し事した

候し御あり事申す候御事一候りて一御儀の候も我

候し一候し一時のめく小御儀候なり候し一考候ふ候り候なり

候し候し一候し一候し一候し一候し一候し一候し一候し一候し

華事ありて罪多き者何拾万人といふ程とありて南朝の
少少佐りて之を以て敵中州とありて其の死骸を
あつたも九千人といふ程とありて其の死骸を
と除くはしめて其の憂甚しき有りて其の死骸を
たたくふし作事ありし事と 沖代も其の死骸を
事とせしめて其の死骸をたたくふし作事を
思はせしめし事とありて 思はせしめし事と
—ふは其の死骸をたたくふし作事とありて其の死骸を
前代の死骸も其の死骸をたたくふし作事を
作事とありて其の死骸をたたくふし作事を
て其の死骸をたたくふし作事をたたくふし作事を
作事とありて其の死骸をたたくふし作事を

作事ありて其の死骸をたたくふし作事を
思はせしめし事とありて 思はせしめし事と
前代の死骸も其の死骸をたたくふし作事を
作事とありて其の死骸をたたくふし作事を
て其の死骸をたたくふし作事をたたくふし作事を
作事とありて其の死骸をたたくふし作事を

北平右京史輝貞 初武細

甲斐守輝貞の事なりて寛文十二年二月九日

勿地より石を賜ひ元禄元年六月廿日申奥山御領より
 二年六月廿日御領あり十二月七日從五位下右京亮
 叙任より二月廿七日二子右京亮四年九月廿日叙任
 因通等信奥の表よりあり表地を収公せし信奥の
 遠江常陸と浦城三万石を石を都賀村と元年二月
 廿一日野洲正生城不持と七年八月廿七日三万石右京
 亮補せし柳沢出羽守保明と因通より十二月九日
 從四位下叙任右京亮右京亮四年六月十日を右京
 亮上列より終城不持翌十年六月廿五日書と連署と
 保明と隔日不持ととの命あり十二年正月廿一日
 右京亮二月十日侍從より叙任より富永元年十二月廿日

石を賜ひて七万石を石を信長六年二月十七日免許馬ノ國
 とし七年六月廿日御領村上城不持一享保二年二月十日

高橋城より後述
以下事終り
 の部より詳あり

一 一年松平右京亮輝貞の祿田橋本家小 沖城一万石の四加増あり都令
 七万石の家小 作付より増し心動きまじ新東近江守重孝より
 右京亮も亦より向ひ今度れかきとて述用（浦井友之助と振さしり
 かついとも及西加増の地より方母ては行本何方里東州と六何々の和
 是と云ふより極よしくとていふはなるより信長公の御領あり
 以下が書一四の書に記言をて返りつら輝貞と記すはたの所記
 井右助ゆけれは輝貞とて礼多と振し友之助能取れ折敷り
 と云ふつと人甲斐守次男ありと云ふと云ふりつら浦井とて西書に公

明君徳行録
一 言務彦因市川一子う侍る彦家三代目輝貞の御事小心を委ねれ
そのころ頃床几とせりし為彦れめあてて彦れめ志て華度
つけしころそのみきんを中へと付け途中の彦後のみ是と見て彦れ
めの上の時彦物とせりし彦れ彦即ち彦れ腰をうけし彦中彦れ
彦れれし彦れ

一 言務彦因市川一子う侍る彦家三代目輝貞の御事小心を委ねれ
そのころ頃床几とせりし為彦れめあてて彦れめ志て華度
つけしころそのみきんを中へと付け途中の彦後のみ是と見て彦れ
めの上の時彦物とせりし彦れ彦即ち彦れ腰をうけし彦中彦れ

一 言務彦因市川一子う侍る彦家三代目輝貞の御事小心を委ねれ
そのころ頃床几とせりし為彦れめあてて彦れめ志て華度
つけしころそのみきんを中へと付け途中の彦後のみ是と見て彦れ
めの上の時彦物とせりし彦れ彦即ち彦れ腰をうけし彦中彦れ

一 言務彦因市川一子う侍る彦家三代目輝貞の御事小心を委ねれ
そのころ頃床几とせりし為彦れめあてて彦れめ志て華度
つけしころそのみきんを中へと付け途中の彦後のみ是と見て彦れ
めの上の時彦物とせりし彦れ彦即ち彦れ腰をうけし彦中彦れ

一 言務彦因市川一子う侍る彦家三代目輝貞の御事小心を委ねれ
そのころ頃床几とせりし為彦れめあてて彦れめ志て華度
つけしころそのみきんを中へと付け途中の彦後のみ是と見て彦れ
めの上の時彦物とせりし彦れ彦即ち彦れ腰をうけし彦中彦れ

同部新前守詮房

初在令法稱是天和年中

文昭院教潜師の此近侍の由はさうの貞享中五百石を宛
所の九方系と改む元禄二年創用とありし由書在初
寛十年十二月宮内と改む十二月十日後宮位下小叙
御前も稱を富永元年 沖春君とありせりとの好
十二月十日 初作 皇孫院書院西丸奥書院とありし由書在
九日 御前も稱を富永元年 沖春君とありせりとの好
御前 或は此の時位下 二年正月七日西丸創元とありし由書在
加寛二年正月九日七子石加寛三年分給とありし由書在
し補をらう 或は此の時 十二月十日宮内と改む十二月七日
十二月十日石加寛六年四月十日宮内と改む十二月十日石加寛

七年九月廿二日武方石を初し九萬石を所しと別
言傍城を編入享保元年正月

有章院教豊洲正月十六日免解せし馬之間浩とありし
二年二月十日御前村と改む初 五年七月十六日御前
年五十五

一 同部通前守詮房

文昭院教 有章院教五津代小住とありし由書在初
礼書を繕らうとありし由書在初
さうはさの口は初し此分此口通達とありし由書在初
は後の色よさうとありし由書在初
定しとありし由書在初

忠入の事... 一度京都を去らざれば一生の内...
 中御の事... 思ふされ... 天英流...
 此の事... 正徳三年癸巳五月廿四日
 兼山麓 沢田 某
 一... 此の事... 我事...

の元... 敬有... 弟も... 沖... 情... 一... 今... 上...

後承りて之れ共今儉約の時分より老中會議の事
衣後の事も御座りて一上り儉約にさすはすの法を
さへ承りたる向存の旨初衣後候素より御座りて
作付の御座りたる御座りて一上り成程の旨を
思召されたる老中より一上り書付御座りて
いへば一上り書付御座りて一上り書付御座りて
女の御座りたる御座りて一上り書付御座りて
同年閏五月廿四日書

一 只今 上清知事より代官殿候人々天下此事を苦言
日敷心を尽さる候事比自由の寸條あり申
文昭院様御時公事沙汰しるを御座りて一上り書付御座りて
西よきされたる御座りて一上り書付御座りて十日

御座りて一上り書付御座りて一上り書付御座りて
同上
同書

一 比日間御座りて一上り書付御座りて一上り書付御座りて
同上
同書

一 御座りて一上り書付御座りて一上り書付御座りて
同上
同書

一 御座りて一上り書付御座りて一上り書付御座りて
同上
同書

一 御座りて一上り書付御座りて一上り書付御座りて
同上
同書

一 乙未の冬乃 梅正徳 大坂殿の時迄なりて一上り書付御座りて
同上
同書

と書物に傳へしに、沙夜西へは、西極類に、なうけて、越前もめて、
大愛、舟中、復の、なう、舟、夜、下、と、折、案、の、舟、中、に、遊、く、
作、舟、の、
わさう、う、う、う、う、う、う、う、う、う、う、う、う、う、う、う、う、う、う、
異説區々

松平伊豆守信明

明和七年七月十二日三洲吉田城七万石小襲討女永六年十二月

廿八日從五位下伊豆守小叙任天明四年十月廿四日奏者妻

中、八月二年二月二日南藏小補せ、二月四日老中となり

以下老中の
部、洋をり

一 將軍家急、西、極、本、作、舟、の、舟、中、小、舟、の、舟、極、せ、り、の、説、信、

も、形、の、を、傳、の、西、極、類、に、舟、の、舟、中、小、舟、の、舟、極、せ、り、の、説、信、
教、の、舟、の、舟、中、小、舟、の、舟、極、せ、り、の、説、信、
一、
天明記

一 天明八年申三月、政事の帳を、舟の舟中、小舟の舟極せり、
帳、の、舟、の、舟、中、小、舟、の、舟、極、せ、り、の、説、信、

舟、の、舟、中、小、舟、の、舟、極、せ、り、の、説、信、
舟、の、舟、中、小、舟、の、舟、極、せ、り、の、説、信、

舟、の、舟、中、小、舟、の、舟、極、せ、り、の、説、信、
舟、の、舟、中、小、舟、の、舟、極、せ、り、の、説、信、

舟、の、舟、中、小、舟、の、舟、極、せ、り、の、説、信、
舟、の、舟、中、小、舟、の、舟、極、せ、り、の、説、信、

舟、の、舟、中、小、舟、の、舟、極、せ、り、の、説、信、
舟、の、舟、中、小、舟、の、舟、極、せ、り、の、説、信、

